

第12回農業委員会定例会(議事録)

|           |  |            |
|-----------|--|------------|
| 1. 日 時    | 平成29年12月26日(火)   | 午後 15時 00分 |
| 2. 場 所    | 竹原市民館 2階 第2, 3会議室  | 午後 16時 50分 |
| 3. 出席農業委員 | 1 西野委員, 2 赤坂委員, 3 石本委員, 4 山元委員, 5 祐本委員,<br>欠席農業委員  |            |
| 出席推進委員    | 山本委員, 佐伯委員, 岡田委員, 土居(民)委員, 半田委員, 下垣内委員<br>大藤委員, 建山委員, 沖野委員, 土居(敏)委員, 吉木委員, 山元委員<br>渡橋委員, 亀田委員  |            |
| 4. 説明員    | 向井事務局長, 道面主任主事, 西原技師   |            |
| 5. 審議案件   | 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について<br>議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について<br>議案第43号 竹原市の農業振興地域整備計画変更(案)の協議について<br>議案第44号 換地計画への同意について<br>議案第45号 竹原市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する<br>指針について<br>報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |            |

|          |  |
|----------|--|
| 議 長      | 出席者が過半数に達しておりますので、只今から平成29年第12回竹原市農業委員会総会を開催致します。本日の議事録署名者に、2番 赤坂委員を指名いたします。なお、本日の欠席者は、ございません。                             |
| 議 長      | それでは、日程第1、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。1番について事務局の説明をお願いします。  |
| 局 長      | 申請地は、竹原市高崎町1965番地、地目は畑、面積は10,158㎡の農地です。営農計画は、柑橘となっております。経営面積は101.58aで、高崎町の下限面積10aを満たしております。<br>説明は以上です。                    |
| 議 長      | 現地確認を行った山本茂明推進委員から補足説明をお願いします。   |
| 山本茂明推進委員 | 申請地は、高崎町のある今井政之展示館前バス停より北へ約400mの位置にあります。<br>申請の事由は、譲渡人(父親)が高齢であり、譲受人(息子)に所有権を移転するものです。現地確認時、柑橘が植えられ管理されていました。<br>説明は以上です。  |
| 議 長      | これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。<br><br>「質疑、意見なし」の声あり  |
| 議 長      | ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。<br><br>「異議なし」の声あり  |
| 議 長      | 異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。  |
| 議 長      | それでは、日程第2、議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。1番について事務局の説明をお願いします。  |
| 局 長      | 1番の申請地は、竹原市忠海中町四丁目1523番1、地目 田、面積 143㎡で、用途が定められた区域にある農地で、第3種農地です。<br>説明は以上です。   |
| 議 長      | 現地確認を行った、佐伯推進委員から、補足説明をお願いします。   |
| 佐伯推進委員   | 申請地は、忠海公民館より北へ約180mの位置にあります。<br>申請の事由は、敷地拡張及び駐車場3区画を確保するため、所有権を移転するものです。また、申請地は市道忠海中学校線で用地買収された残地で、現地確認時、工事中で耕作されていませんでした。 |

|        |  |
|--------|--|
|        | 説明は以上です。   |
| 議 長    | これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。<br><br>「質疑、意見なし」の声あり  |
| 議 長    | ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。<br><br>「異議なし」の声あり  |
| 議 長    | 異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。  |
| 議 長    | 2番について事務局の説明をお願いします。   |
| 局 長    | 申請地は、竹原市東野町328番6、地目は畑、面積は7.86㎡で、用途が定められた区域にある農地で、第3種農地です。<br>説明は以上です。                                |
| 議 長    | 現地確認を行った、岡田推進委員から、補足説明をお願いします。   |
| 岡田推進委員 | 申請地は、東野町にある在屋神社より上流へ約100mの位置にあります。<br>申請の事由は、敷地を拡張するため、所有権を移転するです。また、現地確認時、耕作されていませんでした。<br>説明は以上です。 |
| 議 長    | これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。<br><br>「質疑、意見なし」の声あり  |
| 議 長    | ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。<br><br>「異議なし」の声あり  |
| 議 長    | 異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。  |
| 議 長    | 3番について事務局の説明をお願いします。   |
| 局 長    | 申請地は、竹原市東野町737番地で、地目は田、面積は1200㎡で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で2種農地と判断いたします。<br>説明は以上です。             |
| 議 長    | 現地確認を行った、岡田推進委員から、補足説明をお願いします。   |

|           |  |
|-----------|--|
| 岡田推進委員    | <p>申請地は、東野町の在屋にある時見堂橋より西(上流)へ約 130mの位置にあります。</p> <p>申請の事由は、太陽光発電施設を設置するため、使用貸借権を設定するものです。また、現地確認時、きれいに管理されていました。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 議 長       | <p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑、意見なし」の声あり</p>   |
| 議 長       | <p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>   |
| 議 長       | <p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p>   |
| 議 長       | <p>4 番について事務局の説明をお願いします。</p>   |
| 局 長       | <p>申請地は、竹原市竹原町 2371 番 1 と 2387 番の 2 筆で、地目は畑と田、面積は合計 2201 m<sup>2</sup>、用途が定められた区域にある農地で、第 3 種農地です。</p> <p>説明は以上です。</p>               |
| 議 長       | <p>現地確認を行った、土居民喜推進委員から、補足説明をお願いします。</p>  |
| 土居(民)推進委員 | <p>申請地は、竹原西公民館より北へ約 100mの位置にあります。</p> <p>申請の事由は、共同住宅 4 棟及び駐車場 36 区画を確保するため、所有権を移転するものです。また、現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>   |
| 議 長       | <p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑、意見なし」の声あり</p>   |
| 議 長       | <p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>   |
| 議 長       | <p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p>   |
| 議 長       | <p>5 番について事務局の説明をお願いします。</p>   |
| 局 長       | <p>申請地は、竹原市吉名町 4852 番 3, 4858 番 4 の 2 筆で、地目は 2 筆とも田、面</p>  |

|        |  |
|--------|--|
|        | 積は合計 289 m <sup>2</sup> 、用途が定められた区域にある農地で、第 3 種農地です。<br>説明は以上です。   |
| 議 長    | 現地確認を行った、西野農業委員から、補足説明をお願いします。   |
| 西野農業委員 | 申請地は、吉名駅より南へ約 130m の位置にあります。<br>申請の事由は、自己住宅及び駐車場 3 区画を確保するため、所有権を移転するものです。また、現地確認時、耕作されていませんでした。<br>説明は以上です。         |
| 議 長    | これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。<br><br>「質疑、意見なし」の声あり  |
| 議 長    | ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。<br><br>「異議なし」の声あり  |
| 議 長    | 異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。  |
| 議 長    | 6 番について事務局の説明をお願いします。  |
| 局 長    | 申請地は、竹原市吉名町 4852 番 13, 4858 番 10, の 2 筆で、地目は 2 筆とも田、面積は合計 65 m <sup>2</sup> 、用途が定められた区域にある農地で、第 3 種農地です。<br>説明は以上です。 |
| 議 長    | 現地確認を行った、西野農業委員から、補足説明をお願いします。   |
| 西野農業委員 | 申請地は、5 番の申請地の隣地にあります。<br>申請の事由は、駐車場 2 区画を確保するため、所有権を移転するものです。また、現地確認時、耕作されていませんでした。<br>説明は以上です。                      |
| 議 長    | これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。<br><br>「質疑、意見なし」の声あり  |
| 議 長    | ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。<br><br>「異議なし」の声あり  |
| 議 長    | 異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。  |

|        |   |
|--------|---|
| 議 長    | <p>つぎに、日程第3， 議案第43号「竹原市の農業振興地域整備計画変更(案)の協議について」を議題と致します。</p> <p>事務局の議案の説明をお願いします。</p>   |
| 局 長    | <p>それでは、議案第43号について説明致します。</p> <p>本議案につきましては、竹原市の農業振興地域整備計画に係る、いわゆる農振農用地からの除外及び、農振農用地の用途変更に対する農業委員会の意見の決定という議題となっております。</p> <p>今回の除外につきましては、1番が資材置き場のための3筆，2番が太陽光発電施設の設置のための1筆となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>  |
| 議 長    | <p>1番の現地確認を行った，半田推進委員から，補足説明をお願いします。</p>  |
| 半田推進委員 | <p>申請地は，田万里町にある田万里局前バス停より南へ約80m付近にあります。</p> <p>申請の事由は，土地所有者が体が不自由になり，また，後継者もいなく，今後においても農地として耕作の予定はなく，この度，資材置き場に農地転用を行うために除外申請されたものです。また，現地確認時，草が茂り農地として管理されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>  |
| 議 長    | <p>2番の現地確認を行った，岡田推進委員から，補足説明をお願いします。</p>  |
| 岡田推進委員 | <p>申請地は，東野町にある東野水源地より西へ約100m付近にあります。</p> <p>申請の事由は，太陽光発電施設を設置するために除外申請されたものです。また，現地確認時，草刈りが行われていました。</p> <p>説明は以上です。</p>  |
| 議 長    | <p>農業振興地域の農用地除外の検討事項及び，用途変更について，事務局より説明をお願いいたします。</p>   |
| 局 長    | <p>それでは，私から1番，2番の除外についての検討事項から説明致します。</p> <p>農振農用地における農用地については，原則除外ができないこととなっておりますが，除外要件の一つ目として，区域外の土地を利用することによって，事業計画を達成できるかについてですが，申請書に添付された申請者の土地所有状況と，事業計画からみて，他に代えることが出来ないことが認められます。</p> <p>次に，この変更により，周辺の農地の利用状況や，集団化を阻害しないかどうかについてですが，申請書に添付された「利害関係人に関する同意書」により，周辺の農地所有者及び耕作者の同意を得ており，支障はないものと認められます。</p> <p>次に当該変更により，効率的かつ安定的な農業経営を行う者の集積の妨げにならないかについてですが，申請地については，利用権設定等もなく，また周辺農家については，先程の「利害関係人に関する同意書」により，同意を得ておりません。</p> |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>次に、当該変更により、農用地区域内の農業施設等に影響を及ぼす恐れがないかについては、現地確認により周辺に影響のある農業施設が無いことを確認しております。</p> <p>最後に、当該土地が農業公共投資の対象である場合、その完成後、農林水産省令で定める期間を経過しているかどうかですが、本件は該当しません。</p> <p>以上が除外の検討項目となりますが、全ての項目について、除外の要件を満たしているものと思われまます。</p> <p>説明は以上です。</p>  |
| 議 長 | <p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑、意見なし」の声あり</p>   |
| 議 長 | <p>ないようですので、異議がない旨回答することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>  |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。よって異議がない旨竹原市長へ回答することに決定いたします。</p>   |
| 議 長 | <p>次に日程第4，議案第44号「換地計画への同意について」を議題と致します。事務局職員をして議案の説明を申し上げます。</p>   |
| 局 長 | <p>それでは、議案第44号について説明申し上げます。</p> <p>本議案については、平成25年度から平成29年度に事業を行った、田万里町の中田万里地区におけるほ場整備事業に係る土地改良法に基づく手続きの一環として市から諮問を受けて上程させて頂くものとなっております。</p> <p>内容といたしましては、ほ場整備の実施については、皆様のご承知のとおり、区画の整理のみではなく、「換地」という手法を使い、権利の移動を伴う事業となっております。</p> <p>この換地の方法について、地元で当初換地計画原案を作成し、この原案に基づき、工事を実施して参りましたが、工事が終わり、事業参加者へ換地処分するため、換地計画を決定することとなっております。</p> <p>この換地計画の決定において、農地の権利移動がからむため、農業委員会として意見聴取を受け、農業委員会が同意を出してはじめて、その後の手続きに入るものとなります。</p> <p>この換地計画につきましては、中田万里地区ほ場整備事業の権利者全員を対象とした「権利者会議」が12月10日に開催され、「換地計画の決定」がされております。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>  |

|     |   |
|-----|---|
| 議 長 | <p>「質疑，意見なし」の声あり</p> <p>ないようですので，原案のとおり同意することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>  |
| 議 長 | <p>ご異議なしと認めます。よって議案第44号は，原案のとおり同意することに決定いたします。</p>  |
| 議 長 | <p>日程第5，議案第45号「竹原市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題と致します。事務局から議案の説明をお願いします。</p>  |
| 局 長 | <p>それでは議案第45号について，ご説明申し上げます。</p> <p>本議案は，竹原市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるものです。農業委員会等に関する法律第7条の規定により，農業委員会は，農地利用最適化の目標及び推進方法について，指針を定めることとされており，その際，農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならないとされております。</p> <p>このため，前回の総会及び郵送でお配りした指針の案について，このたび，推進委員の意見を聴いて，農業委員会として決定するものです。</p> <p>指針の内容につきましては，第1の担い手への集積面積については，集積率8%を目標とし，その方法は，農地中間管理事業の活用としております。第2の遊休農地の解消面積については，遊休農地面積の半減を目標とし，その方法は，振興作物の作付の推進としております。第3の新規参入者については，年間2名の新規参入を目標とし，その方法は，就農相談から経営定着までのきめ細やかな支援としております。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。農地利用最適化推進委員の意見を聴くため，暫時休憩します。</p>   |
| 議 長 | <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑，意見なし」の声あり</p>  |
| 議 長 | <p>ないようですので，原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>   |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたします。</p>  |
| 議 長 | <p>日程第6，報告第12号「農地法第3条の3第1項の届出について」事務局職</p>  |

|              |   |
|--------------|---|
|              | <p>員をして報告申し上げます。</p>  |
| <p>局 長</p>   | <p>それでは、報告第12号について説明を致します。平成29年11月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。<br/>       件数10件、筆数 田28筆、畑19筆、面積22,996㎡の届出がありました。<br/>       詳細につきましては、参考資料の届出台帳をご覧ください。</p>    |
| <p>議 長</p>   | <p>以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。<br/>       引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。</p>  |
| <p>(事務局)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度 農地利用状況調査の結果について</li> <li>・平成30年 申請書提出締切日、現地調査日、定例総会日の予定について</li> <li>・平成29年度 「農業経営及び農地利用状況に関する調査票」の実施について</li> </ul> |
| <p>議 長</p>   | <p>以上をもちまして、第12回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。</p>   |

上記のとおり会議の顛末を記し，相違ないことを証するため，ここに署名する。

平成30年 1月30日

議 長 祐本 征武

署名委員 赤坂 佳折